

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第959号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	運転代行 M&M
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県稲敷市
処 分 年 月 日	令和6年3月6日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約について、保険（共済）掛金の未払いにより、契約が失効した隨伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条及び第22条第2項	
処分を行った都道府県	茨城県	